

Title	EU競争法違反に係る象徴的課徴金が競争法適用に与える影響
Sub Title	Influence of "Symbolic" fine on the application of EU competition law
Author	佐藤, 智恵(Sato, Chie)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2011
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.18 (2011. 1) ,p.161- 177
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20110131-0161

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

EU競争法違反に係る象徴的課徴金が競争法適用に与える影響

佐藤 智 恵*

1. はじめに——問題の所在
2. EU競争法における課徴金制度
3. 判例分析
4. 象徴的課徴金がEU競争法の適用に与える影響
5. まとめ

1. はじめに——問題の所在

経済統合を目的として設立されたEUにおいて、競争法は、物・人・サービス・資本の自由移動と並び、域内市場の中核をなす重要なツールである¹⁾。2000年に入り、欧州委員会は「現代化」(Modernisation)と呼ばれるEU競争法の改革を行い、2004年5月にEU機能条約101条及び102条を適用するための規則1/2003が新たに施行された。その結果、欧州委員会が競争法違反を行ったと判断した事業者等に科す課徴金は高額になり、競争法違反行為に対する欧州委員会の厳格な姿勢は世界の注目を集めている。EU市場に進出する日本企業にとって、進出先のEU市場で適用されるEU競争法の熟知が重要であることは言うまでもない。今日では、EU市場で事業活動を行ったことのない日本企業に競争法違反行為を理由として、高額な課徴金が科される事例も生じており²⁾、

* 一橋大学・慶應義塾大学戦略的大学連携支援事業研究員 (法学博士)。

1) 庄司克宏編『EU法実務篇』、(岩波書店、2008年)、16頁。

EU市場に進出していないEU域外の企業にとっても、EU競争法の適用について熟知することは重要である。

グローバル化が進む今日では、企業活動が国境を超えるだけでなく、その態様も複雑になり、競争法違反と判断され得る行為も多様化しており、如何なる行為が競争法違反となるのか、予測することは必ずしも容易ではない。本稿では、競争法違反行為に対して象徴的課徴金を科した欧州委員会の決定を検討することで、象徴的課徴金に関する欧州委員会の決定がEU競争法違反行為の認定について与える影響を考察する。

2. EU競争法における課徴金制度

物・人・サービス・資本の自由移動に基づく域内市場の形成を目的として設立された欧州共同体は、設立当初から、市場における競争秩序維持の重要性を認識しており、欧州共同体設立条約（後のEC条約、今日のEU機能条約）にはカルテル等の禁止（85条、EU機能条約101条）及び支配的地位の濫用の禁止（86条、EU機能条約102条）が規定された。さらに、同条約では、これらの競争法規定を実効性のあるものとするため、理事会が適当な規則又は命令を定める旨規定する（87条1、EU機能条約103条1）。EU機能条約103条2(a)は、同101条1及び102条の禁止の遵守を課徴金（fine, Bußgeld）及び過料（periodic penalty payment, Zwangsgeld）によって確保すると規定しており、EU競争法に違反した行為が課徴金又は過料による制裁の対象となることが条文中明記されている。以下、同103条1に基づいて定められたEU競争法違反行為に対する課徴金に関する共同体法を概観する。

(1) 規則17/1962

域内市場における競争秩序の維持を目的とする、欧州共同体設立条約85条及び86条の統一かつ実効的な適用を確保するため、欧州委員会競争総局は、同

2) Commission Decision of 24 January 2007, Case COMP/F/38. 899 ; Commission Decision of 7 October 2009, Case COMP/39. 129.

条約発効後4年間を85条及び86条を適用するための規則の制定に費やした³⁾。その結果、1962年2月、欧州共同体設立条約85条及び86条を執行するための規則17（以下、規則17/1962）が制定された⁴⁾。規則17/1962は、欧州共同体設立条約87条1を根拠として欧州理事会が採択した、同条約85条及び86条の適用に関して規定する最初の規則である。規則17/1962には、85条(3)の適用除外に関する規定（規則4条～8条）や、加盟国の競争当局と欧州委員会との協力に関する規定（規則13条）等、欧州委員会がEU競争法を適用するための詳細な規定が設けられた。規則17/1962は、競争法違反行為の取り締まりの実効性を確保する手段として、課徴金（fine, Geldbußen）（規則15条）及び過料（periodic penalty payment, Zwangsgeld）（規則16条）を規定する。

規則17/1962の15条は、欧州共同体設立条約85条及び86条違反行為を行った者に対し、欧州委員会が、課徴金を科することができる」と規定する。規則15条1は、欧州委員会は、事業者等が故意又は過失により、(a) 不正確な情報提供を行った場合、(b) 欧州委員会の情報提供要請に対して、不正確な情報提供を行うか、期限内に情報提供を行わなかった場合、(c) 規則に基づく捜査期間内に不十分な記録を作成するか、又は、当該記録の提出を拒んだ場合に、100から5000単位（unit）の課徴金を科することができる」と規定する。さらに、規則15条2は、85条及び86条違反行為に対する課徴金の算定に関して詳述する。すなわち、1000から100万単位の課徴金、又は、違反行為に参加した事業者の前年の売上高の10%を超えない額の課徴金を賦課できるとする。課徴金の額を決定するための要素として、違反行為の重大性と継続期間を挙げる。なお、規則15条4は、課徴金は刑事罰的性質を有するものではないと規定する。

規則16条は、欧州委員会の決定等の履行を強制する手段として、欧州委員会は、対象事業者等に過料を科する権限を有すると規定する。同条1は、欧州共

3) D.G.Goyder/J. Goyder/A. Albers-Llorens, *Goyder's EC Competition Law*, 5th ed., (Oxford University Press, Oxford, 2009), p. 41.

4) Regulation No17: First Regulation Implementing Articles 85 and 86 of the Treaty, [1962] OJ L13/204.

同体設立条約85条又は86条違反とされた行為の終了を強制し、又は、審査のための情報提供を強制するために、欧州委員会は、1日当たり50から1000単位の過料の支払いを科することができるかと規定する。

以上の規則に基づいて、欧州委員会は競争法に違反する行為を取り締まり、違反に対しては課徴金を科してきた。

（2）1998年の課徴金に関するガイドライン

競争法違反行為が増大するにつれ、欧州委員会によって違反行為を行ったと認定された事業者等が、欧州委員会の決定に関してEU裁判所で争う事例が増大した。1995年には、欧州第一審裁判所（当時。現在の総合裁判所）は複数の判決において、EU競争法違反を理由として課徴金を科された事業者が課徴金額の算定方法について、EUの裁判所に依ることなく、欧州委員会の決定から直接知ることが可能であるべきである、と述べ、課徴金の算定根拠を明確にすることを欧州委員会に求めた⁵⁾。このような裁判所の判決を機に、欧州委員会は、競争法違反行為に対する課徴金の算定に関する透明性と公平性を確保するため、課徴金の算定に関するガイドラインを作成し（以下、課徴金に関する1998年ガイドライン⁶⁾、課徴金の算定基準及び算定方法を明確にした。

課徴金に関する1998年ガイドラインは、規則17/1962に基づいて行為の重大性と継続期間を基に、基礎額（basic amount）を算定すると規定する（ガイドライン1.）。具体的には、違反行為の重大性を三段階に分類し、過小な違反行為に対しては1000から100万ECU、重大な違反に対しては100万から2000万ECU、非常に重大な違反に対しては2000万ECU以上を基礎額とする（同1. A）。その上で、違反行為の継続期間が加味される（同1. B）。

ガイドラインの最終項目である「5. 一般規定」(d)は、欧州委員会が

5) Case T-334/94, *Sarrió SA v Commission of the European Communities* [1998] ECR II-1439; Case T-347/94, *Mayr-Melnhof Kartongesellschaft mbH v Commission of the European Communities* [1998] ECR II-1751, para. 285等の判決を参照。

6) Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 15 (2) of Regulation No 17 and Article 65 (5) of the ECSC Treaty, [1998] OJ C 9/3.

1000ECUの象徴的課徴金（“symbolic” fine）を科す権限を有すると規定する。象徴的課徴金は、違反行為の継続期間や、課徴金の減額事由等を考慮するものではなく、課徴金を科す根拠については当該決定に明記されると規定する。

以下に詳述するように、課徴金に関する1998年ガイドラインが公表される以前にも、欧州委員会が象徴的課徴金を科したと解される事例があり、課徴金に関する不透明さを完全に払しょくするためにも、ガイドラインにおいて象徴的課徴金について明示的に規定したと理解することができる。

(3) 規則1/2003

2003年には、EU競争法の現代化に対応する形で、規則17/1962に代わる規則1/2003⁷⁾が新たに作成され、2004年5月に施行された。規則1/2003は、競争法の適用に関し、EC条約81条3（EU機能条約101条3）の直接適用性を認めること、加盟国競争法よりEU競争法が優先して適用されること等、EU競争法の適用に関する重要な改革を行った⁸⁾。さらに、競争法違反行為に対する課徴金については、その算定基準による高額化によって注目を集めた。つまり、規則17/1962の15条2では、違反行為に対する課徴金の額を「1000から100万ユーロ」と明示していたのに対し、規則1/2003の23条では、「前年の総売上高の10%内」と規定することにより、課徴金の高額化を誘引することになった⁹⁾。

規則1/2003においても、規則17/1962と同様に、競争法違反行為に対する金銭的な制裁の規定は2本立てである。すなわち、23条において競争法違反行為に対する課徴金（fine, Bußgeld）を規定し、24条では欧州委員会の決定を履行しなかった場合に過料（periodic penalty payment, Zwangsgeld）を科すと規定する。

7) Council Regulation (EC) No1 of 16 December 2002 on the implementation of the rules on competition laid down in Articles 81 and 82 of the Treaty, [2003] OJ L 1/1。同規則45条に基づき、規則1/2003は、2004年5月1日に発効した。

8) 当時のEU競争法の改革に関し、C. D. Ehlermann, “The modernization of EC Antitrust Policy : A Legal and Cultural Revolution”, *Common Market Law Review*, Vol. 37, No. 3 (2000), pp. 537を参照。

9) なお、このような決定は、過去の欧州委員会の決定を反映したものである。この点に関し、[1997] OJ L 24/1のpara. 176及び179を参照。

（４） 2006年の課徴金に関するガイドライン

規則1/2003が規定する課徴金制度について透明性と公平性を確保するため、及び、これまでの欧州委員会の経験並びに課徴金政策を発展させてきた同委員会の立場を踏まえ、規則1/2003の23条2(a)に基づき、2006年に課徴金に関する新たなガイドラインが作成された(以下、2006年ガイドライン)¹⁰⁾。欧州委員会は、2006年ガイドラインの公表に当たり、違反した事業者に対する課徴金額を上げることにより、競争法違反行為の抑止を目的とすると述べている¹¹⁾。2006年ガイドラインでも課徴金に関する1998年のガイドラインと同様に、欧州委員会は「象徴的課徴金」を科する権限を有すると規定されているが¹²⁾、課徴金に関する1998年ガイドラインと異なり、その金額は明記されていない。なお、象徴的課徴金を科する根拠については、委員会の決定に明記すると規定しており、この点に関しては1998年のガイドラインと同様である。

（５） 課徴金に関するガイドラインの法的性質

以上概観したとおり、今日では、EU競争法の適用に関する法の整備が進み、欧州委員会の課徴金賦課の手続きや課徴金額の決定は、課徴金に関するガイドラインに基づいて行われる。ここで、ガイドラインの法的性質が問題となる。欧州委員会が自己が作成したガイドラインに拘束されることに関し、行政の自己拘束性（Selbstbindung der Verwaltung）を根拠と考えることができ¹³⁾、このことは、欧州裁判所の判例でも認められている¹⁴⁾。また、行政機関の行為の適法性の確保という基本原則は、加盟国の行政法のみならず、EU法にも適用されることは周知されており¹⁵⁾、同基本原則に基づくと、各行政手続については、

10) Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 23 (2) (a) of Regulation No 1/2003, [2006] OJ C 210/2.

11) COMM IP 06/857 (<http://ec.europa.eu/competition/antitrust/legislation/fines.html>, accessed 10 Oct. 2010) を参照。

12) 2006年ガイドライン36. を参照。

13) Christoph Arhold, “Das Geldbußenregime nach der Kartell-Verordnung”, *EuZW*, Heft 6/1999, p. 174.; Hirsch/Montag/Säcker, *Münchener Kommentar zum Europäischen und Deutschen Wettbewerbsrecht (Kartellrecht)*, (C. H. Beck, München, 2007), p. 1771, Rn. 91.

当該手続を法的に認める細則を要することとされている¹⁶⁾。従って、EU競争法違反行為に係る課徴金に関しても、欧州委員会は関連するガイドラインに基づいて課徴金の額等を決定する義務を負う¹⁷⁾。

以上のように、欧州委員会がEU競争法違反行為に対して科する課徴金又は過料については、EU機能条約、規則及びガイドラインによって、行為の違法性と科される制裁の関係が明確にされている。このような競争法違反行為に対する制裁制度の中で、象徴的課徴金については、違反行為の継続期間や減額事由等を考慮した算定を行うことなく決定されるものであり、また、競争法違反行為に対する制裁として、加盟国の制度において必ずしも導入されていない制度であり¹⁸⁾、その実態は不明である。

以下では、欧州委員会が象徴的課徴金を科した事例を検討することにより、象徴的課徴金を科する事例が事後の欧州委員会による競争法の適用に与えた影響について考察する。

14) Case T-7/89, *SA Hercules Chemicals NV v Commission* [1991] ECR II-1711を参照。さらに、補助金に関する判例であるCase T-149/95, *Ducros v Commission* [1997] ECR II-2031等を参照。なお、同判決では、欧州第一審裁判所は、欧州委員会は、当該ガイドラインがEC条約に反しない場合には、ガイドラインの規定に拘束されると明言している。

15) Hans-Joachim Hellmann, *Vereinbarkeit der Leitlinien der Kommission zur Berechnung von Bußgeldern mit höherrangigem Gemeinschaftsrecht*, *WuW*, 10/2002, p. 944, p. 947.

16) E. Grabitz, "Deutsche Einheit und Europäische Integration", *Nue Juristische Wochenzeitschrift*, Vol. 43 (1990), p. 1779.

17) G. de Bronette, *Kommentar zum europäischen Kartellverfahrensrecht*, (Luchterhand, München, 2005), p. 165 ; EC条約253条を参照 (なお、EU機能条約296条はEC条約253条を大幅に改正している)。

18) EU競争法に多大な影響を与えたと言われるドイツ競争制限禁止法では、象徴的課徴金の制度は存在しないが、オランダのFining Code of the Netherlands Competition Authority of 29 June 2007 (Netherlands Government Gazette, 29 June 2007, No. 123) は、象徴的課徴金について規定する。

3. 判例分析

(1) スペインたばこ事件¹⁹⁾

① 事件概要

本件は、スペインでのたばこ価格に関するカルテル及び購入量の取り決めがEU競争法違反と認定された事例である。

1996年から2001年の間、たばこ販売者である、Cetarsa、Agroexpansión、World Wide Tobacco España、Tabaco España、及びDeltafinaの5社は、たばこ生産者に支払う価格及び各社の購入量について取り決めた。同期間に、スペインのたばこ生産者である、ASAJA、UPA、COAG、CCAIEは、前5社と交渉する際の最低価格及び価格の幅について取り決めを行った。

欧州委員会は、生産者側の取引価格取り決めに関し、そのような標準契約（standard contracts）が公に認められていたこと、及び、本件取り決めに関するEU法又はスペイン法との整合性に関する先例がないこと、を根拠として、生産者4社にそれぞれ象徴的課徴金として1000ユーロを科す旨決定した²⁰⁾。

② 分析

本件は、同様の行為に関する先例が存在せず、行為の違法性に関する法的確信が存在しないこと、及び、生産者間での標準契約の締結は、一般的に認識されていた（public domain）ことを理由に、象徴的課徴金が科された。

本件と同様に、先例がなく、かつ、当該事業者の行為が事業者の所在国の事情にかんがみて、行為の違法性に係る法的確信が必ずしもない場合に、欧州委員会が当該行為を行った事業者に象徴的課徴金を科した事例として、ドイチェ

19) Case COMP/C. 38. 238/B. 2, [2007] OJ L 102/14.

20) *Ibid.*, paras. 425-430を参照。なお、たばこ販売者5社に対しては、競争法違反行為を認定し、規則1/2003に基づいて課徴金を科した。5社のうち、Deltafina社は、委員会の決定を不服として欧州司法裁判所に訴え、2010年9月8日の判決で1188万ユーロから612万ユーロに課徴金が減額されるとの判決が出された。Case T-29/05, *Deltafina v. Commission*, 8. Sep. 2010. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:62005A0029:EN:H>, accessed 10 Oct. 2010) を参照。

ポストに関する2001年の委員会決定²¹⁾を挙げることができる。同決定において、欧州委員会は、英国からのダイレクトメールをドイツ国内で配達する際にドイツポストが追加料金を科した行為を市場支配的地位の濫用に当たるとしながらも、当該行為がドイツ国内裁判所の判例に大部分沿ったものであること、ドイツポストの行為のうち国内判例から逸脱した部分については法的状況が不明確であること、さらに、本件で問題となったクロスボーダー郵便サービスに関するEUの裁判所の先例がないこと、ドイツポストが改善措置をとっていること、を理由として象徴的課徴金1000ユーロを科した²²⁾。

(2) 競争法違反行為のファシリテーターに対する課徴金——AC Treuhand事件

① 事件概要

本件では、1971年にAkzo社、Peroxid Chemie GmbH & Co. KG, Pullach社及びAtochem社の3社により結ばれた有機過酸化物に関する価格カルテル及び市場分割協定が問題となった²³⁾。本協定に参加した3事業者は、各社の売上高データをFides社（後のAC Treuhand社）に送付し、同社は3社から提供されたデータに基づく各社の市場占有率等に関する資料作成について3社との間で契約（以下、エイジェンシー契約）を結んだ²⁴⁾。3事業者は、カルテル及び市場分割協定の見直し等のために定期的に会合を行っていたが²⁵⁾、当該協定は、1999年12月31日に終了した²⁶⁾。

② 委員会決定

欧州委員会は、有機過酸化物に関する価格カルテル及び市場分割協定について、EU競争法違反を認定し、3社及びAC Treuhand社に対して課徴金を科した。特に、AC Treuhand社については、当該協定のファシリテーター (facilitator)

21) COMP/C-1/36. 915, [2001] OJ L 331/40.

22) *Ibid.*, para. 193.

23) *Ibid.*, paras. 80, 107.

24) *Ibid.*, para. 87.

25) *Ibid.*, para. 107.

26) *Ibid.*, para. 90.

として、象徴的課徴金1000ユーロを科した²⁷⁾。

AC Treuhand社が競争法違反行為を行ったと判断する根拠として、第一に、AC Treuhand社が3事業者に提供した各種のサービス²⁸⁾は、本件協定が機能するための基礎であったこと²⁹⁾、第二に、同社が有する当該分野に関する知識と同社の独立性によって、協定に参加した他の事業者に対して特定の決定力を及ぼしたことを挙げ³⁰⁾、意図的に (aware)、かつ、積極的に (actively) 反競争的行為の調整に関与したと認定した。

次に、AC Treuhand社と3事業者間との間のエージェンシー契約は、有機過酸化物市場における競争制限を内容とするものではなく、EC条約81条1の意味する「協定」に当たらないというAC Treuhand社の主張に対し、欧州委員会は、エージェンシー契約が有機過酸化物に関する価格協定や市場分割を内容としないことが、EU競争法の適用を排除することにはならないと明示的に判断した³¹⁾。AC Treuhand社は有機過酸化物を製造していないが、有機過酸化物市場における競争を制限する目的で本件反競争的行為に参加し、EC条約81条に違反した³²⁾、とする。

欧州委員会は、AC Treuhand社に科する課徴金額を算定する際、本件カルテル及び市場分割協定に関して、同社が担った役割にかんがみ、他の3事業者と別個に考える必要があると述べる。委員会は、本件競争法違反行為に係るAC Treuhand社の役割について欧州委員会が決定の対象とすることは、先例がない新たな事例であると述べる。欧州委員会は、1980年にカルテルのファシリテーターであった事業者を名宛人として競争法違反の決定を行った事例が存

27) *Ibid.* 5. 3. 3.

28) 3事業者間の会合の議長を務めたこと、事業者間の妥協を促したこと、市場分割に関する新たな提案をおこなうこと等。*Ibid.*, para. 104を参照。

29) *Ibid.*, para. 102.

30) *Ibid.*, para. 105.

31) *Ibid.*, para. 340.

32) *Ibid.*, para. 346.

在することに言及しつつ、1980年以降現在まで、同委員会が一貫して同様のアプローチをとっていないという事実は、本件のAC Treuhand社に対する課徴金額の算定に際して考慮されなければならないとする。結果として欧州委員会は、AC Treuhand社の行為に対し、象徴的な意味から課徴金1000ユーロを科す³³⁾、と決定した。

③ 課徴金の根拠

以上のように、欧州委員会はAC Treuhand社の行為が競争法違反行為であるとしながらも、新たな事例であることを理由に、象徴的課徴金を科した。

なお、AC Treuhand社は委員会の決定を不服として欧州第一審裁判所（当時。現在の総合裁判所）に決定の取消を求めて提訴したが、同裁判所は、AC Treuhand社が1993年から1999年の間、カルテルの実施に積極的に貢献したことをテイクノートした（152段）上で、同社は、会合のために建物を提供する等、本件競争法違反行為を実現するために貢献し、同社の行為と競争制限行為の間には、十分に明白で正確な相当の因果関係（causal link）が存在すると結論づけた（154段）。以上の客観的な状況に基づき、AC Treuhand社が認識して、意識的に行動したことは明らかである（156段）として、同社の訴えを退けた³⁴⁾。

④ 本件の意義

カルテル等の対象である物品・サービスを提供するのではない事業者であって、当該カルテルの実効性を確保するためのファシリテーターとしての役割を担う、AC Treuhand社のような事業者に対する競争法違反に関する先例として、1980年の鑄ガラスカルテルに関する決定³⁵⁾がある。1980年当時の欧州委員会は、AC Treuhand社と同様の役割を担ったFides社に対し、同社の行為の違法性を認定しながらも、先例がないことを理由として³⁶⁾、課徴金を科さず、

33) *Ibid.*, para. 454.

34) Case T-99/04, *AC Treuhand v Commission* (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:62004A0099:EN:HTML>, accessed 10 Oct. 2010)を参照。

35) Commission Decision of 17 Dec. 1980, IV/29. 863, [1980] OJ L 383/19.

36) *Ibid.* 2. B. 4を参照。

当該カルテル参加者にカルテル行為を終了するよう命令したにすぎなかった。

このように1980年の決定では行為の違法性を確認し、次に類似の違反行為を行ったAC Treuhand社には象徴的課徴金を科すことで、当該行為が競争法違反であるという警告を事業者に送っていると解される。実際、2007年に、ファスナーカルテルに関する委員会決定がなされた際、当該カルテルのファシリテーターであったドイツの事業者団体Fachverband Verbindungs- und Befestigungstechnik (VBT) に対し、欧州委員会は課徴金に関する1998年ガイドライン5 (d) に基づき、象徴的課徴金として1000ユーロを科すと決定している³⁷⁾。

類似の判例の発展を遂げた事例として、業界団体による推奨価格の設定に関する事例を挙げるができる。すなわち、1993年、欧州委員会は、イタリアの関税代理人が関税に関する推奨価格及び特別の様式を定めたことが、EU競争法に違反すると認定したが³⁸⁾、本決定の名宛人である関税代理人団体は行為を速やかに終了し³⁹⁾、その結果を文書で委員会に報告する⁴⁰⁾ ことと決定した。しかしながら、3年後の1996年、欧州委員会は同様の行為を行ったオランダの運輸業界団体 (Fenex) に対し、EU競争法違反を認定し、Fenexに対して象徴的課徴金として1000ECUを科した⁴¹⁾。さらに2004年、欧州委員会は、ベルギーの建築団体が推奨価格を設定した行為に関し、先例によって当該行為が競争法違反であることは明確にされているとの理由で、高額な課徴金を科した⁴²⁾。

(3) サッカーワールドカップ事件

1998年にフランスで開催されたサッカーワールドカップのチケット販売に関し、欧州委員会は、同大会のチケット販売を担った、1998年サッカーワールド

37) Commission Decision of 19. 09. 2007, COMP/E-1/39.168, para. 494 (<http://ec.europa.eu/comm/competition/antitrust/cases/index.html>, accessed 10 Oct. 2010) を参照。

38) Commission Decision of 30. 06. 1993, [1993] OJ L 203/27, Article 1.

39) *Ibid.* Article 2.

40) *Ibid.* Article 3.

41) Commission Decision of 5. 06. 1996, [1996] OJ L 181/23.

42) IP/04/800 (24 June 2004, http://europa.eu/rapid/press_Releases_Action.do?reference=IP/04/800&format=HTML, accessed 10 Oct. 2010) を参照。

カップフランス組織委員会に対して、市場支配的地位の濫用を理由に、象徴的課徴金1000EURを科した。欧州委員会は、チケットの販売に当たり、組織委員会が仏国内の住所を記載するように購入希望者に要求したことが、仏国内在住者と仏国外在住者の扱いを差別的なものとし、その結果、EU競争法違反であると判断した。しかしながら、第一に、本件のようなチケット販売方法は以前のワールドカップでも行われていたこと、第二に、サッカーワールドカップのチケット販売が特殊な性質を有しているため、欧州委員会や欧州裁判所の先例から決定することは困難であること、第三に、同組織委員会が欧州委員会と相談しながら改善措置を講じたこと、を理由として、象徴的課徴金を科した⁴³⁾。

本件も全く新たな行為類型について欧州委員会が、行為の違法性を認めつつ、象徴的課徴金を科した事例であるが、欧州委員会は、1990年のワールドカップ時にFIFAによるチケットの販売方法がEU競争法上問題となり得るとの指摘を既に行っていた。

(4) 小括

欧州委員会は、事業者の行為が市場に与える影響等にかんがみるとEU競争法に違反するが、当該行為類型が先例のない新たな類型である場合及び法的状況が明確でない場合に、象徴的課徴金を賦課した事例は複数存在する⁴⁴⁾。

4. 象徴的課徴金がEU競争法の適用に与える影響

(1) 象徴的な課徴金から高額な課徴金へ

過去の一連の事例にかんがみると、欧州委員会は、当該事例で扱われる内容が初めてのケースであり⁴⁵⁾、当事者にとって当該事例が競争法違反であるか否かの判断が困難であった⁴⁶⁾、または、競争法違反であることがその時点においては必ずしも明確ではなかったこと⁴⁷⁾を理由としながらも、当該行為によって競争制限的な効果が生じているとして、象徴的課徴金を科している。欧州委

43) Commission Decision of 20 July 1999, [1999] OJ L 5/55, para. 123.

員会は、以上のように、象徴的課徴金を科すことを、将来同様の違反行為が行われた際にはより重い課徴金が科されるという事業者への警告の意味を有するととらえていると解することができる⁴⁸⁾。

44) 例えば、工業的知的財産権に関する Toltecs-Dorcet 事件 (Commission Decision of 15 December 1982, IV/C-30.128, [1982] OJ L 379/19) で欧州委員会は、本決定が工業的知的財産権に関する最初の事例であることを課徴金額の決定に際して考慮しなければならないと述べ、BAT Cigaretten-Fabriken GmbH に 5 万 ECU を科した。なお、BAT 社は当該決定を不服として、欧州司法裁判所に決定の取消又は課徴金の減額を求めて訴えを提起したところ、同裁判所は、課徴金の算定の際に欧州委員会が市場の規模等について誤認したとして、BAT 社の訴えを認め、欧州委員会の決定を取り消した。また、特許ライセンスの制限に関する協定が問題となった Windsurfing International 事件 (Commission Decision of 11 July 1983, IV/29. 395, [1983] OJ L 229/1) では、違法行為の重大性を判断する際、本件が特許ライセンスに関する最初の事例であることを考慮しなければならないとして、ライセンス保持者である Windsurfing International 社に 5 万 ECU の課徴金を科した。なお、Windsurfing International 社は、委員会の決定を不服として、欧州司法裁判所に訴えたところ、同裁判所は、本件特許ライセンスに係るサーフボード市場は欧州委員会が認定したほど大きくないこと等を根拠として、同社に対する課徴金の額を 2 万 5000 ECU とした (Case 193/83, *Windsurfing International Inc. v Commission*, ECR 1986, pp. 611, paras. 112-114 を参照)。G. Dannecker/J. Fischer-Fritsch, *Das EG-Kartellrecht in der Bußgeldpraxis*, (Heymann, Köln, 1989), pp. 324 を参照。

45) 注43) 参照。なお、これらの決定において欧州委員会は「symbolic fine」と明示的に言及している訳ではなく、課徴金額の決定の論拠より、これらの課徴金は後に課徴金ガイドラインに規定されたいわゆる「symbolic fine」とみなされる。Immenga/Mestmäcker, *Wettbewerbsrecht EG/Teil 2*, (C. H. Beck, München, 2009), p. 1280, Rn. 189; Dalheimer/Feddersen/Miersch, *EU-Kartellrechtsverfahrensverordnung*, (C. H. Beck, München, 2005), p. 218, Rn. 196; Hirsch/Montag/Säcker, *Münchener Kommentar zum Europäischen und Deutschen Wettbewerbsrecht (Kartellrecht)*, (C. H. Beck, München, 2007), p. 1785, Rn. 162

46) 本稿 3. (1) スペインたばこ事件及びドイチェポスト事件を参照。例えば、ドイチェポストに対する委員会の決定では、ドイチェポストの行為は独国内法とは一致するにもかかわらず、ドイチェポストに対して課徴金を科した ([2001] OJ L 331/40, para. 193 を参照)。

47) Commission Decision of 20 July 1999, IV/36. 888, [2000] OJ L 5/55.

48) Commission Press Release IP/03/700; Bechthold/Bosch/Brinker/Hirsbrunner, *EG-Kartellrecht Kommentar*, (C. H. Beck, München, 2009), p. 307, Rn. 37; Immenga/Mestmäcker, *Wettbewerbsrecht EG/Teil 2*, (C. H. Beck, München, 2007), p. 1280, Rn. 188 を参照。

例えば、AC Treuhand事件において欧州委員会は、AC Treuhand社のカルテルへの関与については、競争法違反行為に係るファシリテーターとしての同社の行為をEU競争法違反と認定することが新たな事例であることを理由に、象徴的課徴金を科すと述べている⁴⁹⁾。この点に関し、カルテル行為をアレンジした同社と競争法違反行為の対象製品との関係に着目すると、ファシリテーターであるAC Treuhand社が直接カルテルの対象となった製品を製造・販売するのではないため、課徴金ガイドラインに基づいて、課徴金を算定する際の基準となる世界における当該製品の総売上高の算定⁵⁰⁾を行うことは不可能であり、欧州委員会はとりあえずAC Treuhand社に象徴的課徴金として1000ユーロを科したと解することも可能である。しかしながら、次に類似の行為が欧州委員会の決定の対象となった場合には、これまでの象徴的課徴に関する欧州委員会の決定の発展にかんがみると、当該行為に対して違法性を認め、ガイドラインに基づいた課徴金の算出を行い、場合によっては課徴金が高額になると予想される。

同様のことは、象徴的課徴金を科された他の事例についてもあてはまる。多くの場合、欧州委員会は第一段階として、行為の競争法違反を認定するとどまることが、第二段階では、同様の行為に対して「象徴的課徴金」を科し、違法行為に対する具体的な制裁措置をとる。その後、第三段階では、課徴金ガイドラインに基づいて本格的に課徴金を科すると思われる⁵¹⁾。

第二段階までは、科される課徴金の額が少額であるため、対象となった事業者が欧州委員会の決定の取り消しを求めて欧州司法裁判所に訴えることは少ない⁵²⁾。

49) COMP/C-1/36.915, [2001] OJ L 331/40, para. 454を参照。

50) 2006年ガイドライン12を参照。

51) 本稿 3. (2) ④参照。

52) 象徴的課徴金に関する決定の取り消しを求めて欧州裁判所に提訴する事例は少ない。この点に関し、注43) 及び、AC Treuhand社に関するCase T-99/04を参照。

（2）新たな競争法違反行為の認定

通常、EU競争法違反行為を判断する際には、最初に関連市場の特定がなされる。すなわち、関連製品市場については、需要の代替性、供給の代替性、競争可能性の3要素が考慮される⁵³⁾。次に、地理的関連市場について検討がなされ⁵⁴⁾、最後にそれらの関連市場における各事業者の地位が決定される⁵⁵⁾。このように、行為の態様、関連市場の決定、市場占有率等にかんがみて、経済活動を総合的に考慮した結果、競争法違反行為の有無が厳密に検討される。競争法違反行為に参加する事業者は、対象となる製品を売買し、又は、製造する事業者であり、それらの事業者間においてEU競争法違反行為が認定される。その結果、対象事業者の売上等を基準として課徴金の額が決定される。これに対し、前述した、AC Treuhand社又は1980年当時のFides社は、事業者間の協定の対象となった製品を製造も販売もせず、当該行為に関係した他の参加事業者とは異なる性質を有すると欧州委員会及び欧州第一審裁判所は認め、その上で両社の行為が競争法違反であると認定し、課徴金を科した。

競争法違反行為の調整を行ったAC Treuhand社に対するEU競争法違反を認定した欧州委員会の判断を欧州第一審裁判所が認めたことにより、今後、企業間のカルテルがコンサルタント会社等の関与によって実行される場合には、当該コンサルタント会社にも課徴金が科せられる可能性が高まったと言える。この点に関して、欧州委員会が競争法違反行為を認定する事業者の行為の範囲が広がると予想され、今後、十分に注意する必要性があると思われる。

5. まとめ

本稿で検討したとおり、欧州委員会の決定に基づいて象徴的課徴金を科され

53) Ritter/Braun/Rawlinson, *EC Competition Law: A Practitioner's Guide*, 2nd ed., (Kluwer Law International, The Hague, 2009), p. 24.

54) *Ibid.*, p. 35.

55) *Ibid.*, p. 38.

た事業者等は、当該決定の適法性について裁判で争うことは少ない。しかしながら、象徴的課徴金に関する欧州委員会の決定を時系列で概観すると、第一段階では、欧州委員会は当該行為の違法性について委員会決定で言及するにとどめ、第二段階では、同様の行為に対して象徴的課徴金を科し、第三段階、すなわち再度、類似の行為が行われた場合には、競争法違反を根拠として高額な課徴金が科されている⁵⁶⁾。従って、このような段階を経ることによって、欧州委員会は、競争法の適用に関する法的安定性の確保に努めていると解することができる。

事業者の観点からは、象徴的課徴金の決定の対象となった場合、当該事業者は困難な選択をせまられる。すなわち、当該決定を不服として裁判所に訴えを提起した場合には、訴訟関連費用が追加的に加わることにより、結局、事業者の総負担額が増加する。他方、当該決定は法的に間違っていると認識しながらも、裁判所に訴えることなく、象徴的課徴金を支払う場合には、委員会の決定を認めたものと解され、以後、法的正当性について争うことは困難になる⁵⁷⁾。

近年では、欧州委員会による競争法違反行為に対する課徴金の高額化が注目されがちであるが、それ以外の委員会の決定についても詳細な検討を重ね、EU競争法の適用に注意を払うことが、企業の事業活動を適正に発展させ、EU競争法の将来的な適用の在り方を予測するためにも必要と考えられる。

56) なお、課徴金に関する1998年ガイドライン以後の欧州委員会の決定は必ずしも第一段階を経ていないとする見解に関し、Bechthold/Bosch/Brinker/Hirsbrunner, *EG-Kartellrecht Kommentar*, (C. H. Beck, München, 2009), p. 307, Rn. 38及び39を参照

57) *Ibid.*, p. 307, Rn. 37.